



バーゼル条約におけるe-wasteに係る附属書改正と それに伴う対応について

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
令和6年8月15日



1. 第4回検討会議での委員からの質問

第4回検討会議での委員からの質問



■ 物理電池（例：太陽電池÷ソーラーパネル）を規制対象に含むのか。（高岡先生）

- ソーラーパネルなどの物理電池は、移動式電源等の民生用途の機器に組み込まれているものを除き、e-wasteに含まれるものではないことから、今回のe-waste改正で新たに加わったA1181又はY49には該当しない。
- ソーラーパネルの現時点の整理としては、既存の電池の項目（**A1170**「分別されていない電池に加え、カドミウム、水銀、鉛の蓄電池」と**B1090**「分別された電池（不良品であるものを除く。）のくず」）には該当しないものの、分解可能な最小単位で成分分析をした上で、規制対象となる有害物質を含むか否かで、規制対象とするかを判断している。

第4回検討会議での委員からの質問

- LIBの整理はY49で妥当か。また、機器については36品目のリストのままで大丈夫か。(寺園先生)
- LIBの整理について、LIBを含むe-wasteで、範囲省令別表第六に記載する有害物質を含まないものをY49該当、範囲省令別表第六に記載する有害物質を含むものはA1181該当としたい。よって、LIBを含むe-wasteは、規制対象のA1181かY49のいずれかの該当となる。
- LIBについては、現在、不良品（故障品）は既に規制対象としており、安定している状態は規制対象外という整理としている。
- リチウムについては、鉛・水銀・カドミウムなどの有害性を発現しないと判断し、LIBについては有害とはしないというスタンス。
- 今回はe-waste改正に伴う対応のため、LIBの整理はまた別の機会で行うこととしたい。
- また、LIBを含むe-wasteで、範囲省令別表第六に記載する有害物質を含まないものをY49該当としたように、既に規制対象となっている機器36品目以外においても、規制対象となる可能性がある。LIBを含むe-wasteとしては、タブレット、スマホ、モバイル電池、加熱式たばこなどがあり、これらは規制対象のA1181かY49の該当となる。これらを省令のリストに明示的に含めることについては、国内外の排出状況及び取り扱いについて注視しながら継続的に検討したい。

第4回検討会議での委員からの質問

- 破碎物の該非判断として、異物の混入具合で原料として使用できる状態までに調整されたかどうか判断することについて、もう少し整理が必要。前回の説明にあった、Zorba（ゾルバ）やTwitch（トゥイッチ）などの業界用語についても、定義の中でどこに該当するのか（寺園先生）
- 破碎物の判断基準の詳細を追加し写真も含めた。
- なお、ゾルバは工程上異物が含まれることがあるため基本的には規制対象、トゥイッチは調整されたミックスメタルのため基本的にはB1050該当としたい。

B1010該当（規制対象外）	B1050該当（規制対象外）	Y49またはA1181該当（規制対象）
<p>メタルスクラップ 複数の機械選別工程を経て、一定程度均質な状態にまで整えられ、原料としてそのまま炉に投入できる品質にまで調製されたもの。</p>  	<p>メタルスクラップシュレッダー 複数の機械選別工程及び手選別を経て、一定程度の均質な状態にまで調整された、大きさがおよそ10cm以下のもの。（トゥイッチ等が含まれる場合もあり。）</p>  	<p>雑品スクラップ 混合物や異物が含まれるもの。（ゾルバ等が含まれる場合もあり。）</p>   

別表第四の一の項第十八号

既存項目

十八 電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）

A1180

改定案

十八 電気及び電子機器、電気及び電子機器の部品又はこれらのくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）

A1181

- 既存のe-wasteに関する規定（B1110とB4030）の削除に伴い、別表第三の一の項第十二号（**B1110該当**）と別表第三の四の項第三号（**B4030該当**）を削除。
- バーゼル法第二条第一号口において、特定有害廃棄物の定義として「条約附属書Ⅱに掲げる物」を記載しているため、附属書Ⅱに新設するY49はここに含まれることから、**Y49の新設に伴う範囲省令の改正**はなし。

